

当院は「コンタクトレンズ検査料1」の
施設基準に適合している旨、
東海北陸厚生局長に届出を行っています。

※コンタクトレンズ診療に係る点数は下記の通りです。当院に初めて受診した方は初診料を、再診の方は外来診療料を算定いたします

初診料	291点
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）1（初診時）（賃上取組）	23点
物価対応料1（外来・在宅物価対応料）（初診時）イ	2点
外来診療料	77点
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）2（再診時等）（賃上取組）	6点
物価対応料1（外来・在宅物価対応料）（再診時等）ロ	2点
コンタクトレンズ検査料	200点
上記の診療を行う医師の氏名	佐野佳世子
眼科診療経験年数	32年 （2026年6月現在）

※上記につきご不明な点はお相談ください

 静岡厚生連 静岡厚生病院